

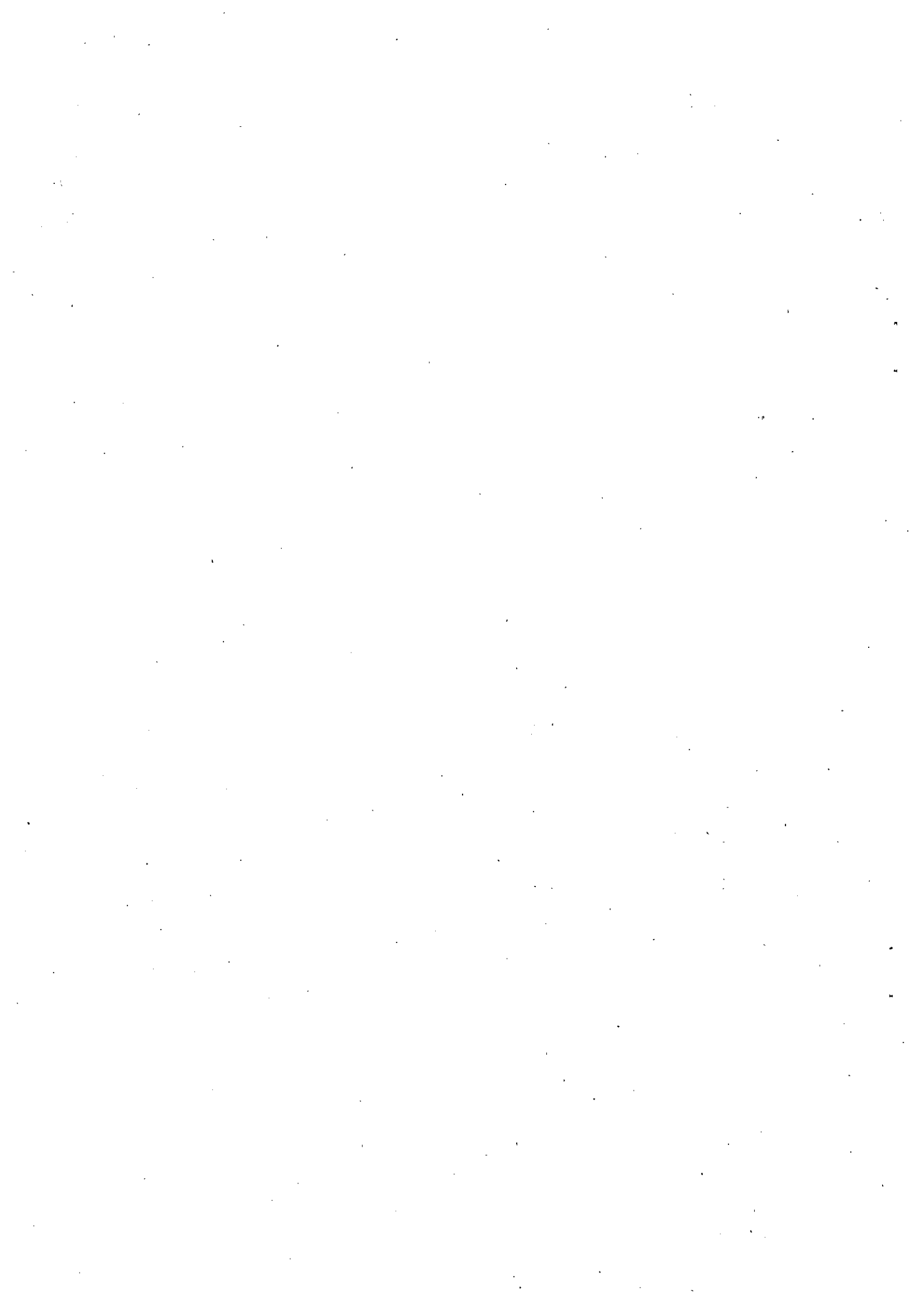
議案第 31 号

令和 3 年度久御山町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）  
の専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、  
同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 4 年 6 月 14 日提出

久御山町長 信 貴 康 孝



専 決 処 分 書

令和3年度久御山町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）  
について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分  
する。

令和4年3月31日

久御山町長 信 貴 康 孝



令和3年度久御山町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）

令和3年度久御山町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44,007千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,901,163千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項
1 国民健康保険税	
	1 国民健康保険税
3 府支出金	
	1 府補助金
5 繰入金	
	1 一般会計繰入金
7 諸収入	
	1 延滞金及び過料
	2 雑入
8 国庫支出金	
	1 国庫補助金
歳入	合計

## 歳出

款	項
※ 総務費	
	※ 総務管理費
2 保険給付費	
	1 療養諸費
	4 出産育児諸費
※ 国民健康保険事業費納付金	
	※ 医療給付費分
4 保健事業費	
	1 保健事業費
	2 特定健康診査等事業費
歳出	合計

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
381,954	24,490	406,444
381,954	24,490	406,444
1,414,812	△75,088	1,339,724
1,414,812	△75,088	1,339,724
131,486	△1,400	130,086
125,486	△1,400	124,086
4,807	7,592	12,399
3,001	3,500	6,501
1,806	4,092	5,898
0	399	399
0	399	399
1,945,170	△44,007	1,901,163

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
13,710	0	13,710
7,770	0	7,770
1,403,901	△38,064	1,365,837
1,212,740	△35,964	1,176,776
8,405	△2,100	6,305
477,380	0	477,380
321,870	0	321,870
34,074	△5,943	28,131
10,491	△729	9,762
23,583	△5,214	18,369
1,945,170	△44,007	1,901,163





## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	381,954	24,490	406,444
3 府支出金	1,414,812	△75,088	1,339,724
5 繰入金	131,486	△1,400	130,086
7 諸収入	4,807	7,592	12,399
8 国庫支出金	0	399	399
歳入合計	1,945,170	△44,007	1,901,163

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
※ 総務費	13,710	0	13,710
2 保険給付費	1,403,901	△38,064	1,365,837
※ 国民健康保険事業費納付金	477,380	0	477,380
4 保健事業費	34,074	△5,943	28,131
歳出合計	1,945,170	△44,007	1,901,163

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
65	0	0	△65
△77,490	0	0	39,426
334	0	0	△334
0	0	0	△5,943
△77,091	0	0	33,084

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1 一般被保険者国民健康保険税	381,846	24,490	406,336
計	381,954	24,490	406,444

(款) 3 府支出金

(項) 1 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費等交付金	1,414,812	△75,088	1,339,724
計	1,414,812	△75,088	1,339,724

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	125,486	△1,400	124,086
計	125,486	△1,400	124,086

(款) 7 諸収入

(項) 1 延滞金及び過料

目	補正前の額	補正額	計
1 延滞金	3,001	3,500	6,501
計	3,001	3,500	6,501

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1	医療給付費分 現年課税分	15,000	・所得割
2	後期高齢者支援金分 現年課税分	6,000	・所得割
3	介護納付金分 現年課税分	4,000	・所得割
4	医療給付費分 滞納繰越分	△386	・医療給付費分滞納繰越分
6	介護納付金分 滞納繰越分	△124	・介護納付金分滞納繰越分

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1	普通交付金	△77,490	・普通交付金
2	特別交付金	2,402	・特別交付金

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
4	出産育児一時金 繰入金	△1,400	・出産育児一時金繰入金

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1	一般被保険者延滞金	3,500	・一般被保険者延滞金

## (款) 7 諸 収 入

## (項) 2 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者第三者納付金	1,545	△768	777
2 一般被保険者返納金	260	4,860	5,120
計	1,806	4,092	5,898

## (款) 8 国庫支出金

## (項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	65	65
2 災害等臨時特例補助金	0	334	334
計	0	399	399
歳 入 合 計	1,945,170	△44,007	1,901,163

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 一般被保険者 第三者納付金		△768	・第三者納付金
1 一般被保険者 返納金		3,400	・医療費過払返納金
2 一般被保険者返納金 滞納繰越分		1,460	・医療費過払返納金

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 社会保障・税番号制 度システム整備費 補助金		65	・社会保障・税番号制度システム整備費補助金
1 災害等臨時特例補助 金		334	・新型コロナウイルス感染症対応分

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
※一般管理費	6,375	0	6,375	65			△65
計	7,770	0	7,770	65			△65

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者療養給付費	1,189,023	△35,964	1,153,059	△77,490			41,526
計	1,212,740	△35,964	1,176,776	△77,490			41,526

(款) 2 保険給付費

(項) 4 出産育児諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 出産育児一時金	8,405	△2,100	6,305				△2,100
計	8,405	△2,100	6,305				△2,100

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
※一般被保険者医療給付費分	321,794	0	321,794	334			△334
計	321,870	0	321,870	334			△334



(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18負担金、補助 及び交付金	△35,964	一般被保険者療養給付費 18負担金、補助及び交付金 ・一般被保険者療養給付費
		△35,964 △35,964

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18負担金、補助 及び交付金	△2,100	出産育児一時金 18負担金、補助及び交付金 ・出産育児一時金
		△2,100 △2,100

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

## (款) 4 保健事業費

## (項) 1 保健事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 疾病予防費	9,297	△729	8,568				△729
計	10,491	△729	9,762				△729

## (款) 4 保健事業費

## (項) 2 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 特定健康診査等 事業費	23,583	△5,214	18,369				△5,214
計	23,583	△5,214	18,369				△5,214
歳出合計	1,945,170	△44,007	1,901,163	△77,091			33,084

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12委託料	△729	重症化予防事業 12委託料 ・保健指導業務 △729 △729

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12委託料	△5,214	特定健康診査等事業 12委託料 ・医師委託 ・未受診者対策通知勧奨業務 △5,214 △4,000 △1,214

